



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 古川 諭
 〒520-0044
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士組織の倫理と責務

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

ねじれ現象

日行連総会と日政連大会が終了した。日行連では、商業登記業務に行政書士が参入しないこと等を内容とする、日行連と日政連、日司連と日司政連との四者による確認書を問題視する候補者が当選した。そして確認書を交わした前会長の非を問い、異例にも前会長ではなく元会長を名誉会長とした。

ところが、日政連は確認書を交わした本人である現会長が再選され、確認書を「否」とする日行連に対し、「是」とする日政連という「ねじれ現象」が生じた。

確認書を許し難いと問題視する、すなわち「商業登記への参入」を唱える日行連会長と「参入しない」と約束した日政連会長の再任は、社会的契約である確認書を破棄するか、遵守するかという組織内対立軸を創出しただけでなく、日行連と行政書士の職業倫理と社会的責任が問われる事態となった。

確認書・覚書等の持つ意味

問題視されている「確認書」、その他の「覚書」等は次の7段階に分けることができる。

①業務を明確化して法令等へ書き込む ②省庁間の覚書 ③議員連盟間の覚書 ④与党内の部会間の覚書 ⑤日行連と業界団体の覚書 ⑥日行連と他資格団体の覚書等 ⑦パブコメに対する所管省回答等がある。

今回は⑥の確認書の是非が、結果として会長選挙という政権抗争に利用されたが、本来、このような調停書は、①他資格の業務領域への参入、②創出された業務領域の競争獲得、③業界間の業際業務の独占化等に関する業界間の紛争解決の手段として、行政や与党・議連等を交えた協議や調停の結果であり、その中身は当事者を拘束する法化社会における契約書である。

日行連が関係者に根回しや事前了解なしに、独自の判断で紛争相手と確認書等を交わせれば、この問題は日行連が「勝手にやります。」という宣言であり、そうなれば、行政や与党・議連等は「それでは何事も勝手にどうぞ。」となり、以後行政書士制度は社会的孤立を招く。

この視点からすれば、前会長は、元会長が打ち上げた火花が不発に終わり、社会的混乱を招いた事件を、日行連会長としての職能・職責に基づき、関係者と調整の上で解決し、社会的責任を果たしたとすることができる。規制改革会議の報告書から既にこの問題は決着し消えて

いることから明らかである。

行政書士組織倫理観と行政書士倫理

司法制度改革における業際問題は、業務独占の相互開放要求であり、それにより安価で低廉なサービスを国民に提供する競争市場創出である。規制緩和とは新規・相互参入であるから、攻めれば攻め込まれるのである。守りの戦略無しに攻め込めば返り討ちに合う。これを引き分け、逸失するはずの行政書士制度の利益を守ったのが「確認書」ということができる。何が正しく何が間違っているのか見極めが大切である。

そもそも、行政書士には倫理綱領が規定されている。日行連もまた法令遵守やその他社会的責任、倫理責任、組織責任が求められている。

昨今、行政書士がADRに参入を果たしつつある中で、「確認書」という紛争解決手段に約定された「和解条項」の破棄や、それを交わした責任者を再任しないことを争点としたのが、今年の日行連総会と日政連大会であった。これは行政書士とその組織がモラルハザードを起こしているのであり、社会的背任行為ともいえるべき事態であることを自覚しなければならない。

国民利益の擁護とはなにか

会議を通じて、ヤジや怒声、退席行為が見られた。この総会の成果をあえて挙げれば、「社会構成員である日行連の組織責任と統治能力の欠如、全国行政書士会員の代表たる一部の代議員の法令遵守・倫理観の未熟性」を露出させたことにある。

総会では、行政不服申立代理権の獲得、長期会費滞納会員の登録抹消に関する法改正事業が決議された。ここでも公私混同が整理されなかった。すなわち、前者は国民の公益を図るための制度的使命策である。しかし後者は組織内の内部統制問題であって国民の利益に資するものではない。確認書問題を再燃させることは、公益私益の区別が出来ない日行連組織運営として社会的秩序の混乱を招来することになりかねない。

総会の秩序なき混乱を見るとき、組織とその構成員は、法令のみならず社会的規範、職業倫理の遵守が出来るか否か問われている。これは法律家たらんとする行政書士制度の課題であり、その解決が我々の社会的責務であることを認識すべきである。